

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ，牛疫，牛肺疫，口蹄疫，豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更の概要

1 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針

(1) 発生に備えた都道府県の取組として，都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し，以下の点に留意した動員計画及び調達計画の策定，国への報告について規定〔第2-2の2〕。

- ① 家畜衛生担当部局，畜産・農業関係団体のみではなく，都道府県を挙げた動員体制とするとともに，事前に関係者との合意形成を図る。
- ② 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難な場合に，農林水産省，他の都道府県等からの派遣について，事前に動物衛生課と協議する。なお困難な場合には，自衛隊への派遣要請について，事前に動物衛生課と調整する。
- ③ 衛生資材，薬品等の備蓄及び追加調達先の確認，特殊自動車等の調達先の確認，死亡家きん保管場所の確保等を行う。また，可能な限り，資材や特殊自動車の調達等に関する防疫協定の締結を進める。等

(2) 都道府県は，家きんの所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに，周辺住民の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行うこと，これらの取組が十分でない場合は，焼却施設等，その所在地を管轄する都道府県，市町村等と調整し，可能な限り，防疫協定の締結を進める等の措置を講ずるとともに，家きん所有者に対して，必要な取組を求めることを規定〔第2-2の2〕。

(3) 都道府県知事が必要と認める大規模所有者に対して，発生に備えた対応計画の策定を指導・確認し，策定された対応計画を動物衛生課に報告することを規定〔第2-2の2〕。

(4) 都道府県は，事前策定した動員計画をもとに，必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定することを規定〔第6の4〕。

(5) 発生農場及び発生農場周囲1 km以内の区域に位置する農場での小型野生動物対策（消石灰等の散布，粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等）の実施を規定〔第7の1〕。

2 口蹄疫，豚熱及びアフリカ豚熱に関する防疫指針

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザと同様に変更。

<特定家畜伝染病防疫指針掲載先>

農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/